

第7回境港市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年7月10日（木） 午後1時30分から午後2時45分まで

2. 開催場所 境港市役所 第1会議室

3. 出席委員（13人）

会長（議長）	9番	足立恵一
農業委員	1番	河岡誠
	2番	梶谷重幸
	3番	井次浅美
	4番	足立晋哉
	5番	佐々木隆
	6番	阿部和夫
	7番	橋本正之
	8番	足立恵子

最適化推進委員	10番	古徳哲郎
	11番	角興
	12番	築谷敏樹
	13番	永井和人

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	武良	収
主幹	西	洋平

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 議案審議及び報告

議案第26号 職員の任免について

議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請書について

議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請書について

議案第29号 農用地利用集積等促進計画（案）について

報告第20号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第21号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第 2 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
報告第 2 3 号 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について

7. 会議の概要

議 長 ただ今から、令和 7 年第 7 回境港市農業委員会総会を開会いたします。本日は全員出席ですので欠席、遅刻委員はございません。それでは、委員会会議規則第 1 1 条第 2 項に規定する総会の議事録署名委員について、議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 それでは、1 番河岡委員、2 番梶谷委員にお願いします。
続いて、会務報告を行います。

（事務局長から次の事項について会務報告）

令和 7 年 6 月 2 3 日（月）鳥取県農業会議第 1 0 1 回通常総会
（会長・事務局長）

事 務 局 それでは、日程 5 議案審議に入ります。議案第 2 6 号「職員の任免について」事務局より説明をさせていただきます。議案は 1 ページから 2 ページです。まず、議案の 1 ページをご覧ください。令和 7 年 7 月 1 日付けの境港市の人事異動に伴い、農業委員会事務局職員の任免をするものです。農政課に新しく 1 名が着任いたしましたので、主事に任命したいと考えております。2 ページに、7 月 1 0 日現在の職員名簿ということで事務局職員の名簿を上げております。こちらの体制で今後行っていきたいと考えております。説明は以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、採決をとります。原案に賛成の方挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、原案のとおり承認されました。

事 務 局 例年ですと、職員の任免について承認していただくと、審議を中断し、辞令交付を行っていますが、本日は、当該職員が出張をしているため、この場で

の辞令交付は省略させていただきます。後日、こちらで辞令を交付いたします。顔見せにつきましては、別の機会にということでご了解いただきたいと思います。

議 長 続きまして、議案第 27 号の説明をお願いします。

事 務 局 議案第 27 号「農地法第 3 条の規定による許可申請書について」ご説明いたします。議案の 3 ページから 4 ページです。今回申請が 1 件ございました。譲渡人が広島県の A さん、譲受人が東本町の B さんです。土地の所在は、東本町、畑、109㎡、241㎡、82㎡、合計 3 筆で 432㎡です。現在譲受人がすでに耕作しており、贈与により所有権移転し露地野菜の栽培でそのまま使われるとのことです。地図は 4 ページです。郵便局の裏手の農地です。つぎに、農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明します。第 1 号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後も農地として利用されるということで、農地を効率的に利用できると見込まれます。第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。第 4 号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は 1 年を通して農作業に従事されるということで、農作業への常時従事は可能と見込まれます。第 5 号の転貸禁止要件には該当いたしません。第 6 号の地域調和要件ですが、農地を維持することで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。現地調査は、永井委員、角委員にお願いしました。以上です。続きまして現地調査の報告をお願いいたします。

角 委 員 6 月 27 日に永井委員と事務局と現地調査を行いました。場所は事務局も言っておられたように、郵便局の裏手の土地です。現地を見たところ、すごく使うのが難しいところだが、かなりきれいに使っておられるので、問題ないと思います。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、採決をとります。原案に賛成の方挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、原案のとおり承認されました。続きまして議案第28号の説明をお願いします。

事 務 局 それでは議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請書について」説明いたします。議案は5ページから7ページです。今回2件の申請がございました。申請番号1についてご説明いたします。譲渡人が渡町のCさん、譲受人は渡町のDさんです。土地の所在は渡町、畑、76㎡です。こちらの申請地を贈与により所有権移転後、住宅敷地を拡張し庭の一部で使いたいとのことです。地図は6ページです。JAから北に200メートルほど行ったところです。住宅が連たんする区域のため、第3種農地に該当すると判断しております。資力及び信用につきましてですが、贈与により譲り受け、土地は現状のまま使用することと、費用の発生はなく問題ないと判断されます。遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。土地改良区の同意の意見書は添付されております。計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から適当と思われると思います。周辺農地の営農条件への支障につきましては、隣接農地は譲受人の所有のため被害発生のおそれはないと考えられます。現地調査は、永井委員、角委員にお願いしました。以上です。続きまして現地調査の報告をお願いいたします。

永井委員 3条と同じ日に角委員と事務局と現地調査を行いました。家がまだ完全には建っていない土地と申請地の隣にある塀の間の土地で、細長い土地です。写真の奥側に仮設トイレが写っているのですが、その奥も続いております。報告は以上です。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。

角 委 員 地図と現地を見て思ったのですが、4軒の宅地の方が使ったほうが土地を使いやすいと思いますが、それに関しては話し合いのうえで決まったのでしょうか。

事 務 局 もともと大きな土地を、4軒の家を建てるために分筆し転用しており、今回の土地を残しておられるような形なので、もともとの計画からこのようにするようにはしていなかったのではないかと思います。

議 長 そのほかご質問等はございますか。他にないようですので、採決をとります。原案に賛成の方挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、原案のとおり承認されました。続きまして申請番号２の説明をお願いします。

事 務 局 (番号２)について説明させていただきます。譲渡人が麦垣町のＥさん、譲受人が島根県のＦさんとＧさんです。所在は財ノ木町、畑、３６３㎡です。申請事由は売買により所有権移転し専用住宅敷地として使用することです。地図は７ページをご覧ください。ニュータウンの北側の通りの角地です。申請地周辺の農地区分につきましては、上水管、下水管が埋設されている道路の沿道の区域であり、申請地からおおむね５００メートル以内に公共施設と教育施設が合計２か所以上存在する区域であり、第３種農地に該当します。資力及び信用につきましては、金融機関からの事前審査の回答の書類が提出されております。遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。土地改良区の同意の意見書は添付されております。計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から適当と思われます。周辺農地の営農条件への支障につきましては、ため柵等を設置することによって、被害発生への恐れはないと考えられます。現地調査は、永井委員、角委員にお願いしました。以上です。続きまして現地調査の報告をお願いいたします。

角 委 員 先ほどと同じ日に行ってまいりました。申請地はだいぶ前から耕作は行っておらず、周辺は宅地になっており問題ないと思いますので、皆さんよろしくお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、採決をとります。原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、原案のとおり承認されました。続きまして議案第２９号の説明をお願いします。

事 務 局 議案に入る前に関係者として永井委員、梶谷委員が退室されます。

(永井委員、梶谷委員が退室)

事務局 議案第２９号「農用地利用集積等促進計画（案）について」ご説明させていただきます。議案は８ページから９ページとなっております。今回９件の申請がございまして、すべて新規となっております。説明は以上です

議長 議案の説明が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。

**足立晋哉
委員長** 利用権を設定する書類に、作る作物等を書いて提出してもらいますか。

事務局 作る作物を書いてもらうところはありません。新規で借りられる方に対しては作付け作物等の確認を取っています。

**足立晋哉
委員長** ９番の方が何を作られるか把握しておられますか。

事務局 今は把握していないので、後ほどお伝えいたします。

議長 他にありますでしょうか。ないようですので、採決をとります。原案に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員賛成ですので、原案のとおり決定します。

（永井委員、梶谷委員が入室）

（事務局から次の事項について報告）

報告第２０号 農地法第１８条第６項の規定による届出について

報告第２１号 農地法第４条第１項第７号の規定による届出について

報告第２２号 農地法第５条第１項第６号の規定による届出について

報告第２３号 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について

（事務局からその他項目について説明）

・今後の予定

○令和７年８月８日（金）

◆午後 １時３０分～

第８回境港市農業委員会総会（第１会議室）

◆総会終了後～

第1回農地専門部会（第1会議室）

農地パトロールについて

・【農業委員会情報】市報7月号「農地の適正管理について」

市報8月号「農地や用水路への不法投棄について」予定

議長 以上で本日の審議は終了いたしました。その他に皆さんの方からございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 以上をもちまして令和7年第7回境港市農業委員会総会を閉会します。

令和7年7月10日

境港市農業委員会

議長

署名委員

署名委員
